

## 手話あいさつ100%運動動画作成業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

手話あいさつ100%運動動画作成業務委託

### 2 目的

手話を広く県民に周知し、「おはよう」「こんにちは」などの手話あいさつができるように普及するため、手話への理解促進につながる動画を作成する。

### 3 契約期間

契約締結日から令和5年9月30日（予定）まで

### 4 委託業務の内容

- ・「手話は言語であること」及び「手話あいさつ」を伝える動画の撮影・編集業務（台本作成・出演者に対する演出指導含む）を行うこと。
- ・各動画は15秒～1分間程度の動画を2本以上作成すること。そのうち1本は、15秒の動画とすること。
- ・音声を入れる場合は、聴覚障害者への配慮として字幕を挿入すること。
- ・埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」及び県章を掲載すること。
- ・動画の出演者は受託者が手配すること。手話ができる出演者は、埼玉県と協議の上、決定する。
- ・使用期限を定めない。

### 5 想定する用途

- (1) ホームページ、YouTube、SNS、デジタルサイネージ等への掲載
- (2) 手話あいさつ100%運動のポスターに動画へアクセスできるQRコードを掲載

### 6 納品期限

令和5年7月～令和5年9月30日

YouTubeに掲載可能な形式のデータおよびDVD1枚を埼玉県福祉部障害者福祉推進課総務・計画・団体担当に納品すること。

動画は令和5年度中（7月～9月頃）に複数回に分けて公開することを予定しているため、発注者と協議の上、納品が複数回に渡っても差し支えない。

### 7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを

使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 8 その他

- (1) 契約金額には、本件履行に係る一切の費用を含む。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のあるときは、委託者・受託者間で協議の上決定する。